

第25回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年7月5日(火)午後1時30分より、第25回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

(出席委員)

1番 北浦 荘平	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

2番 多田 岳史 13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は多田委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多田委員、今村委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して 2 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 及び 2 につきましては、いずれも農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するもので、マッチングについては、本年 3 月 2 5 日開催の連絡調整会議において、本日配布の「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」に基づき協議が行われ、優先順位が決定されております。</p> <p>最終的に番号 1 につきましては、(1) の現に耕作している借受希望者と、番号 2 につきましては、(2) 隣接農地で耕作する借受希望者で 3 位の方とのマッチングが成立したものでございます。</p> <p>以上 2 件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、今村委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
今村委員	<p>報告します。去る 6 月 2 7 日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行つてま</p>

	<p>いりました。</p> <p>番号1の小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、植えたての状態できれいに管理されていました。</p> <p>番号2の伊勢田町 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が植わった状態であり、ちゃんと管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 非農地通知の決定について」をご説明申し上げます。本議案につきましては、令和4年2月10日に農地部会委員と事務局職員が同行して現地調査を実施いたしました。現況が住宅の建つ宅地であったことから、違反転用の疑いがあるとして非農地判断については保留しておりました。</p> <p>このたび隣接土地所有者からの相談をきっかけに詳しく調査を行ったところ、相談者の申し出や航空写真から、当該場所には農地法施行前から既に建物が建っていたことが判明し、違反転用には当たらないことが確認できたため、今回、非農地決定を行うものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>

<p>局長</p>	<p>続きまして、専決処分等の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、昭和57年頃に農地法を知らずに住宅を建築し、今日まで使用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>番号2につきましても、昭和40年代に農地法を知らずに住宅を建築し、今日まで使用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>番号3につきましては、長屋住宅4戸分を建築するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、サービス付き高齢者向け住宅の敷地、具体的には入居者向け菜園としての転用となります。隣接農地はありません。</p> <p>番号2につきましては、分譲宅地5戸分を整備するための転用で隣接農地はありません。</p> <p>番号3につきましては、農業用の露天資材置場としての転用で、隣接農地への被害防除に関しては、境界付近に素掘りの溝を設置し、土砂流出を防止されます。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、中間管理事業により平成28年12月27日から令和8年11月27日まで利用権が設定されておりましたが、本年5月31日付で合意解約されたことから、農地法第18条第6項の規定に基づき本委員会に通知がありましたので報告するものです。なお、当該農地につきましては、既に機構と氏との間で本年6月17日から令和8年11月27日まで、新たな利用権が設定されております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>

議 長	<p>なしの声</p> <p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
-----	---

(午後1時45分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____